

農林水産省の業務に関わるリスクを管理するための情報収集・分析体制の 現状及び今後の取組（案）

1. 概要

農林水産省の業務・政策は多岐にわたり、多くの分野でリスクを取り扱う必要があるため、これに関係する部局は、適切な管理方法（リスクの定義の明確化、リスク管理方法の策定等）をまとめその低減を図る必要がある。

このような考えの下、リスク管理に関するガイドラインについて省内でその知識を広く共有すべく、既に本年 3 月にリスク管理を担当する関係部局の間でその整理が行われたところであるが、リスク管理を有効に機能させるためには、常に国内外からリスク管理に関する情報を収集した上で分析を行い、専門的知見をもとに適切な措置の決定・実施、検証、見直しを行う必要がある。

このため、「農林水産省改革の工程表」（平成 20 年 12 月 24 日）では、消費・安全局で行われている食品の安全に関するリスク管理の取組を参考に、「8 月までに、（中略）ガイドラインに基づき情報収集・分析を行う体制について検討し、成案を得る」こととなっている。これに基づき、関係部局は、本年 3 月に整理された食料安全保障、金融、災害、情報セキュリティ、公金の適正管理の分野におけるガイドラインについて、

- ・「情報の収集」（リスク管理における問題点を特定するため、事故の事例など適切な情報収集を行っているか。科学的・客観的な分析に基づいた情報収集に努めるため、国際機関や専門家の見解、学術論文等の情報収集を行っているか。）
- ・「情報の分析」（得られた情報をもとに、リスク管理における問題点を特定するため、リスク要因が存在する結果として生じる悪影響の発生可能性、質及び程度、悪影響が発生した場合に想定される被害の広がり等について評価を行っているか。）

等の観点から検討した結果を次頁以降のとおり整理した。

2. 今後の取組

リスク管理に関係する本省の各部局及び各地方組織は、今回整理された現状と今後の検討事項に基づき、それぞれの業務・政策分野において、管理すべきリスクの有無やリスクの定義を明らかにした上で、今後ともリスク低減のための情報収集・分析等を行うこととする。また、「農林水産省改革の工程表」を踏まえ、リスク管理等に対応する新たな組織が発足するまでの間、農林水産省改革推進室は、関係部局が行うリスク管理に関する情報収集・分析も含めたリスク管理・危機管理対応の評価等を試行的に実施する。

ガイドライン名 (担当部署)	情報の収集・分析等に関する主な検討結果
1 食料安全保障	
不測時の 食料安全保障 マニュアル （ 大臣官房 食料安全保障課 ）	【引き続き取り組む事項】 (情報の収集・分析) ○主要食料を所管する関係課等で構成される「我が国における食料供給力を予測するワーキンググループ」(「食料供給WG」)を毎月開催し、 ・穀物等の需給動向等について情報交換を行うとともに、 ・穀物等の国際需給動向及び価格情勢等について、国内における主要な食料品等の価格動向等への影響について検証する。 ○このほか、日頃の業務において、アメリカ農務省HP等より定期的に情報収集を行うとともに、主要穀物生産国の生育・災害情報について、現地シンクタンク等を活用しつつレポート等の報告を受ける。 (その他) ○収集した情報については、「穀物等の国際価格(日報)」として整理する。また、毎月月末に「海外食料需給レポート」及び「近年の国際的な食料需給の動向と我が国の食料供給への影響について」としてとりまとめる。さらに、食料の貿易構造の変化や需給の制約要因などを総合的に分析し、「海外食料需給レポート(年報)」として公表する。 【新たに取り組む事項】 ○食品安全分野で活用されている「リスク分析手法」等を参考に、フードチェーンの各段階のリスクについて、関係部局と連携しつつ評価することを速やかに検討する。 ○フードチェーンの各段階におけるリスクを洗い出した後、発生頻度や被害の大きさなどの観点から評価を行い、その後、リスク対応方法、当該方法についての諸外国の取組状況や国際会議等での議論の状況、消費者、マスコミ等の認識等を取りまとめた表を整理する。
農林水産省新型 インフルエンザ 対策行動計画 （ 大臣官房 食料安全保障課 ）	【引き続き取り組む事項】 (情報の収集・分析) ○新型インフルエンザの発生に備え、関係部局の課長級から構成される「不測時の食料安全保障に関する省内連絡会議」を開催し、農林水産省内の情報共有、平素からの対応に関するフォローアップ、本行動計画の見直し等を行う。(現在のところ、本年4月25日から5月22日までに計9回開催されている。) ○また、「農林水産省新型インフルエンザ対策本部」との連絡調整を一元的に取り扱う、地域の農政局等の局長級から構成される「地域ブロック対策本部」等を通じて、国内の食料品の需給動向等について情報収集を行う。 ○さらに、各地の食品産業事業者からの要請事項や事業継続計画策定状況等に関する情報収集を行うため、「新型インフルエンザ対応業務継続計画策定促進地方説明会」を開催する。(現在のところ、本年7～8月に全国10会場で説明会を開催している。) (その他) ○得られた情報のうち公表すべき情報については、農林水産省HPの専門サイトにて整理する。また、関係事業者等に対しても所管団体等を通じ、幅広く情報提供を実施する。

ガイドライン名 (担当部署)	情報の収集・分析等に関する主な検討結果
2 金融	
預貯金等受入系統 金融機関に係る 検査マニュアル 大臣官房 協同組合検査部	【引き続き取り組む事項】 (情報の収集・分析) ○マニュアルの内容について、常に最新の状況を反映したものとするため、協同組合検査部調整課は、金融庁の検査マニュアル、指導部局からの通知等の改正状況等について情報収集を行う。 ○本検査マニュアルの農林漁業者、中小・零細企業等の債務者区分の判断に係る検証ポイント及び検証ポイントに係る運用例からなる別冊「農林漁業者・中小企業融資編」において、協同組合検査部調整課は、農林漁業者等の事例について改正を行う。 ○協同組合検査部の各検査官は、検査に当たっては、系統金融機関のリスク管理体制についても検証する。 (その他) ○マニュアルを改正した際は、協同組合検査部調整課は、改正の概要及び内容等を新旧対照表などにより地方組織及び指導部局に連絡するなどして情報共有を行う。
系統金融機関 向けの 総合的な監督指針 経営局金融調整課	【引き続き取り組む事項】 (情報の収集・分析) ○農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会に対し、定期的（月毎、四半期毎、半年毎、一年毎）又は事象発生時にリスク関連資料の提出を求めるとともに分析を行ない、自己資本比率の低下の影響等リスク管理に関する情報を整理する。また、毎年5月又は必要に応じて臨機のヒアリングを行うとともに、リスク管理に関する情報収集を行う。 ○このほか、金融庁や専門機関の公開情報等から、金融、会計に関する最新情報及び諸外国の金融監督に関する情報収集を行う。 (その他) ○監督事務を行うに当たって、地方農政局、金融庁、都道府県と合同ヒアリングや情報のフィードバック等により情報を共有する。
3 災害	
農林水産省 原子力災害緊急対応 マニュアル 大臣官房 環境・バイオマス政策課	【引き続き取り組む事項】 (情報の収集・分析) ○概ね5年に1回、原子力施設周辺市町村の農林水産業の概況、詳細地図、用排水施設系統図、農業水利施設の分布等について情報収集を行う。 ○毎年10月頃に開催される政府の「原子力総合防災訓練」及びその調整会議へ参加することにより、原子力災害事象のメカニズムや対応策、海外における原子力災害対応に関する情報収集を行う。また、 ・訓練に合わせ、省内において、関係部局の課長級で構成される緊急連絡会議を開催し、事故の概要報告及び各部局の役割の確認等を実施する。 ・訓練実施後は、関係省庁の担当官で構成される調整会議に出席し、訓練における問題点を報告する等、その内容についてフォローアップを実施する。 (その他) ○訓練及びその実施のための調整会議等において得られた情報については、毎年度、政府の原子力総合防災訓練実施地域の地方農政局に対し情報提供を行う。

ガイドライン名 (担当部署)	情報の収集・分析等に関する主な検討結果
災害対策 マニュアル (震災対策、 風水害・ 雪害対策等) 〔 経営局経営政策課 災害総合対策室 〕	【引き続き取り組む事項】 (情報の収集・分析) ○歴史上の災害の被害状況、政府対応、国民生活への影響等を取りまとめる、内閣府の「災害教訓の継承に関する専門調査会」(平成15年度より計12回開催)に出席し、最新の災害対策情報を入手する。 ○このほか、災害予防の観点から、地震による津波、暴風による高潮又はため池の決壊等により浸水が想定される区域や、市町村等の避難地など防災に関する資料収集を、地方農政局等を通じて地方公共団体等から行う。 ○上記により収集した情報を基に、地域における被害範囲予測や避難場所等を地図化したハザードマップについて、地方自治体等に対して作成を働きかけるとともに、関係省庁に情報提供を行う。 (その他) ○気象庁の防災情報提供システムなどを通じ、災害に関連する最新情報等を入手し、関係部局等へ情報提供を行う。 ○災害に関連する気象情報等の収集や、農作物の育成状況の把握などにより取得した情報をプロファイル化し、将来の被害予測等を含め災害対策に活用する。 ○ハザードマップについて、都道府県・市町村だけではなく、農林漁家及び一般住民に対して、市町村を通じて配布する。また、防災無線などにより、ため池の決壊危険情報を農林漁家及び一般住民に伝達する。 【新たに取り組む事項】 ○上記の災害予防の観点から行う資料収集を定期的に行うための検討を、平成22年3月までにを行い、成案を得る。
災害対策 マニュアル (林野火災対策) 〔 林野庁 研究・保全課 〕	【引き続き取り組む事項】 (情報の収集・分析) ○消防庁特殊災害室と林野火災の多発期等に情報交換を行い、林野火災に関する消防庁からの提供データを基に、月別出火件数、原因別出火件数等を「森林保全管理事業の概要」として整理する。 ○学術的見知から林野火災のメカニズムや危険性について情報を得るため、随時、(独)森林総合研究所の研究者と意見交換を行う。 ○マニュアル作成に当たっては、例えば平成14年4月に岐阜県で発生した災害など過去の大規模林野火災発生時に対応した資料等を活用する。 ○災害発生時に都道府県等から随時得た情報(「林野火災報告」)に基づき、①10haを超える林野火災、②人身事故を伴ったもの、③住宅等の施設焼失を伴ったもの等の情報をプロファイル化し、原因分析や被害規模の予測等に活用する。 ○このほか、気象庁のHP等より乾燥注意報等の気象情報を収集し、林野火災の発生を予測し、事務連絡として都道府県等に情報提供を行う。 【新たに取り組む事項】 ○上記で整理した情報を、平成22年4月より都道府県等に対し情報提供を行う。
災害対策 マニュアル (海上油等汚染災害)	【引き続き取り組む事項】 (情報の収集・分析) ○関係省庁、都道府県、水産関係団体等と連絡網を整備し、リアルタイムに事故の概要、被害状況、処理方針等について情報交換を行う。

ガイドライン名 (担当部署)	情報の収集・分析等に関する主な検討結果
〔水産庁漁場資源課〕	○漁場資源課長は、情報の総合的な整備、油流出等の防止等を議題とする「油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議」（海上保安庁が開催、関係省庁の部長、課長、課長補佐級が出席）に出席し、水産庁の取組報告及び情報交換を行うとともに、事故の発生を未然に防止するため、国交省、海上保安庁等による適切な海上交通安全対策が図られるよう求めている。 ○このほか、海外を含め海上防災に関する専門誌から、随時、事故の事例紹介による事故発生時の対応や今後の対応策の分析、流出油の分析など科学的・客観的な分析に基づいた専門家の見解や学術論文などの情報収集を行う。 ○海上油等流出事故が発生した際に、迅速に事故発生海域付近の漁業情報を把握するため、日本全国の漁業や漁場位置図の確認が可能となるプログラム（漁業影響情報図）を開発し体制を整備している。 （その他） ○海上油等流出事故対応として、（独）海上災害防止センターによる油の専門家の意見を網羅した「総合マニュアル」等があり、漁業者等が円滑な防除作業が図れるように現地漁協を中心とした各種講習会等において活用する。
地震災害発生等 非常時における 農林水産技術会議 事務局と 所管独立行政法人 との連絡体制 について 〔農林水産技術会議事務局 総務課調整室〕	【引き続き取り組む事項】 （その他） ○毒物及び劇物取締法等の法令の改正等により、規制の対象となっていない化学物質が新たに規制の対象となる場合には、独法に対する速やかな情報提供を行う。（独法においては、それぞれ管理責任者等に伝達されるとともに、役員会、所議等を通じて、情報が共有されている。） 【新たに取り組む事項】 ○平成 20 年 10 月に東京大学附属農場で不適切な危険物の保管が発覚したことを踏まえ、年 1 回、規制対象化学物質の保管状況等の現地調査を引き続き行うとともに、使用・保管している規制対象化学物質の種類及び数量について定期的に報告を行わせる仕組みを検討し、平成 21 年 12 月までに成案を得る。 ○技術会議事務局による年 1 回の現地調査や独法による定期的な点検の結果について、担当者による分析を行い、問題のある場合には、リスク低減を図るため、規程の充実、マニュアルの作成等を行う。
4 情報セキュリティ	
農林水産省における 情報セキュリティの 確保に関する規則 〔大臣官房情報評価課〕	【引き続き取り組む事項】 （情報の収集・分析） ○職員は、不審メール等の障害を知った場合、部局庁等連絡員（各部局庁等の庶務課の職員）を通じ、情報評価課へ報告することとなっている。 ○毎年 10～12 月に、全職員に対し、規則に準拠したセキュリティ確保に関する自己点検を実施するとともに、毎年 1～3 月に、当省の情報システムを対象に、管理体制や情報の取扱い等の実地監査を行う。 ○このほか、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）等より、各種ソフト等の脆弱性情報、不審メール情報、当省のセキュリティ状況の分析結果や他府省庁との比較結果等について情報収集を行う。また、本情報については、随時、情報システム担当者へのメール送付により情報共有を行う。 ○上記の自己点検及びセキュリティ監査から得られた結果をもとに、リスク低減につ

ガイドライン名 (担当部署)	情報の収集・分析等に関する主な検討結果
	ながる対処措置案を作成・整理する。 (その他) ○毎年4、10月の「情報セキュリティ連絡員への説明会」等を開催し、情報収集により得られたリスク対処方法等について情報共有を行う。 【新たに取り組む事項】 ○他省庁においてHP改ざん等の攻撃を受けていることを踏まえ、セキュリティ監査の一環として行う当省HPの脆弱性診断を実施し、当省HPのリスク要因を平成22年5月までに整理する。
農林水産省における 個人情報の 適正な取扱いの ための措置に 関する訓令 〔大臣官房情報評価課〕	【引き続き取り組む事項】 (情報の収集・分析) ○個人情報保護管理者（各部局庁の課室長）は、保有個人情報の適正な取得等リスク管理措置の実施状況を内容とした点検を毎年4月に行っており、情報評価課は点検結果の報告を受けることとなっている。 ○点検結果について、早急な対処が必要かどうか、過去の事故の事例と比較し、類似事案を発生させやすいリスク要因があるかどうかといった観点から評価し、「個人情報の取扱状況に係る点検結果及び改善措置」として整理する。 ○「行政機関等個人情報保護法制関係府省連絡会議」（昨年10月に開催）に出席し、漏えい等事案に関する発生原因、再発防止策などの報告を聴取する。 (その他) ○保有個人情報の漏えい等事案について、年度毎に、「個人情報の漏えい等事案の発生状況」により「漏えい等事案の発生・発覚年月日」「事案の概要」「情報の種類（国民情報、職員情報）」等の項目について情報整理を行う。 ○保有個人情報の漏えい等事案で類似事案が発生する可能性のある事案については、発生原因、再発防止策についての注意喚起資料を作成し、窓口担当者への通知、省内LAN掲示版への情報掲載、並びに毎年4、10月に開催する「省内窓口担当者への勉強会」の開催を通じ、情報共有を行う。 【新たに取り組む事項】 ○電子化されている保有個人情報に関する安全確保の措置については、毎年10月に担当者等との意見交換を行う。 ○個人情報の漏えい等事案に関する専門家の見解や、関連する分析書等について情報収集を行う。 ○職員の個人情報の取扱いや訓令に関する理解度を把握できる仕組みを検討し、平成22年1月までに成案を得る。
農林水産分野 における 個人情報保護 に関する ガイドライン 〔大臣官房情報評価課〕	【引き続き取り組む事項】 (情報の収集・分析) ○農林水産関係事業者は、自らが取り扱う個人情報について「法違反又は法違反のおそれ」が発覚した場合には、努力義務として、事案の概要及び経緯、事案の発生原因、再発防止策等を情報評価課に報告することとなっている。 ○「法違反又は法違反のおそれ」のある事案の報告の中で、過去の事例と比較し、類似事案を発生させやすいリスク要因があるかどうかといった観点から評価し、「農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれの事案報告」として整理する。

ガイドライン名 (担当部署)	情報の収集・分析等に関する主な検討結果
	(その他) ○「農林水産事業者関係者における個人情報漏えい等事案に関する報告書」により、毎年５月に、漏えい等事案の状況について情報整理を行う。 ○個人情報漏えい等事案について、類似事案が発生する可能性のある事案等については、関係部局へ情報提供を行う。 【新たに取り組む事項】 ○平成 21 年 8 月より、専門家の見解や関連する分析書等について情報収集を行う。 ○平成 21 年 8 月より、法違反又は法違反のおそれが発覚した事案について、年度毎に、事案の概要、再発防止策等の項目について情報を整理する。
5 公金の適正管理	
農林水産省 会計監査規程 〔大臣官房経理課〕	【引き続き取り組む事項】 (情報の収集・分析) ○監査部局（官房経理課、総合食料局、農村振興局、林野庁、水産庁、地方農政局）は、監査計画に基づき会計監査を実施し、その結果をリスクに関する情報として「監査結果に基づく改善措置指示書」としてとりまとめ、監査対象機関に通知する。 ○会計事務監査業務等講習会や、会計検査院が開催する研修への参加等を通じ、関係者との意見交換や情報収集を行う。 ○このほか、会計検査院による会計検査、総務省による行政評価・監視の報告等による情報収集を行う。 ○監査部局は、会計監査においてリスク管理の問題点を特定する場合には、法令等に基づかない不適切な処理を行っているか、その原因は法令の知識不足か、事務処理を漫然と継続しているのか、前回監査に対する指摘事項への対応が十分に行われていなかったのかなどに注目して評価し、評価結果を「監査結果に基づく改善措置指示書」に指摘区分として記載し、監査対象機関に改善を求める。 (その他) ○会計監査の結果を「内部監査報告書」としてとりまとめ、リスク管理機関に対して周知する。また、会計監査における指摘事項を取りまとめた一覧表を作成した上で、省内 LAN 掲示板を通じて情報共有を行う。
研究機関における 公的研究費の 管理・監査の ガイドライン 〔農林水産技術会議事務局 総務課〕	【引き続き取り組む事項】 (情報の収集・分析) ○研究費の不正使用を防止するための体制の整備状況について、年に 1 回程度、「実施状況報告」の提出を競争的資金等の配分を受ける機関すべてに対して行う。また、「実施状況報告」の内容を把握・分析し、対応が不適切、不十分である場合には、文書によりその問題点を指摘し、改善計画の作成を求めるなどの対応を行う。 ○改善計画が実施されないなど体制整備等の問題が解消されない場合には、競争的資金等の配分について一部経費の制限や配分の停止などの措置をとる。 ○不正経理事案が発生した場合は、当該不正事案に関与した研究者に対し、一定期間、競争的資金等への応募・参加を制限するなどの処置を行った上で、発生要因等の分析、再発を防止するための方策等を検討し、ガイドラインがより現実的で実効性のあるものになるよう見直しを行う。 ○このほか、ガイドラインを見直す際には、他府省の類似のガイドラインや研究機関の意見等も参考とする。

ガイドライン名 (担当部署)	情報の収集・分析等に関する主な検討結果
	(その他) ○過去に不正使用・不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者について、不正使用等の内容（氏名、所属機関、不正の内容、応募制限措置等の内容等）に関する情報を e-Rad（府省共通研究開発管理システム）に登録し関係府省で共有する。 【新たに取り組む事項】 ○研究機関から提出された研究費の不正使用防止のための体制整備の実施状況報告を踏まえ、問題事例の改善を図るとともに、優良事例の状況を分析するための実地調査を行う（平成 21 年度は 9～11 月に実施）。